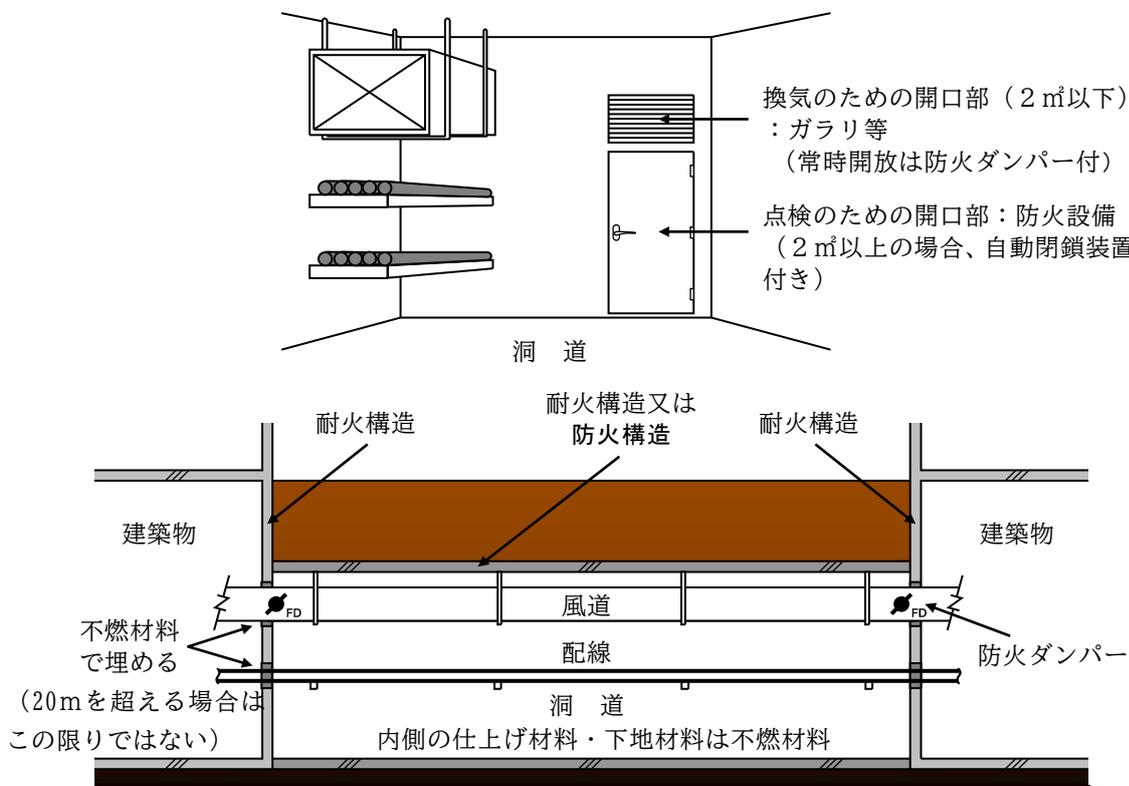


基準4の3 政令第8条第2号の取扱いに関する基準（洞道で接続されている場合）

省令第5条の3第2項第2号における渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等として、「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和6年消防庁告示7号（以下「壁等基準」）という。）第5で定める洞道を構成する壁等に関する基準によること。（基準4-3-1図参照）

- 1 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げを不燃材料でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとする。
- 2 洞道は、洞道が接続されている部分に設けられた開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（当該洞道が接続されている建築物内に設けられるものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- 3 洞道内の風道、配管、配線その他これらに類するもの（以下「風道等」という。）が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該風道等と当該貫通する部分のすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。
- 4 前2の点検のための開口部には、防火戸（当該開口部の面積が2㎡以上のものにあっては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。
- 5 前2の換気のための開口部の面積は2㎡以下とすること。開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。



基準4-3-1図